



青森県報

第十九百四十四号 平成十三年十一月七日(水曜日)

目 次

告 示

則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第十九条の規定により告示する。

平成十三年十一月七日

青森県知事 木村守男

一 試験の期日及び場所

1 期日

平成十四年二月十九日(火)

2 場所

青森市大字横内字神田一二

青森中央学院大学

青森県立保健大学

青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館

二 受験願書受付期間

平成十三年十二月十七日(月)から同月二十一日(金)まで。ただし、郵送による場合は十二月二十一日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇一八五七〇

青森市長島一丁目一の一

青森県健康福祉部健康医療課試験免許班

四 その他

受験願書用紙は、県内各保健所(支所)及び青森県健康福祉部健康医療課試験免許班で交付する。

青森県告示第五百九十四号

平成十四年准看護婦試験を次のとおり施行するので、保健婦助産婦看護婦法施行規

試験について不明な点は、青森県健康福祉部健康医療課試験免許班（電話〇一七一七三四一九二八七）に問い合わせること。

平成十三年十一月七日

青森県知事 木村守男

青森県告示第五百九十五号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十三年十一月七日

青森県知事 木村守男

- 一 保安林予定森林の所在場所
三戸郡南部町大字相内字毛々目一から三まで、四の一、四の二、五から九まで、八二、八四、八五
- 二 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字毛々目一から三まで、四の一、四の二、五から九まで、八四、八五

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び倉石村役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十三年十二月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月七日

青森県告示第五百九十六号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

青森県知事 木村守男

番図面 号	種道 路類の 路線名	変更の区間	前変更の 後	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1 国道二七九号	むつ市大字奥内字金谷沢一の二八から むつ市大字奥内字今泉一四三の一まで	一一〇・〇〇メートルから 一、五四〇・〇〇メートル	一一〇・〇〇メートルから 一、五四〇・〇〇メートル	一、五四〇・〇〇メートル		

青森県告示第五百九十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があつたので、青森県証紙条例（昭和二十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十三年十一月七日

青森県知事 木村守男

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市本町五丁目一の一八
社団法人青森県獣友会

二 変更内容

- 1 変更前の売りさばき場所
三戸郡田子町大字田子字天神堂向一一三
2 変更後の売りさばき場所
三戸郡田子町大字田子字田子三三の一

平成十三年十一月七日

北地方農林水産事務所長 山本義弘

- 一 事業名 基盤整備促進
二 地区名 更生芦野

土地改良区の清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した横磯土地改良区から、次のとおり清算人の就任の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成十三年十一月七日

西地方農林水産事務所長 熊谷宏

氏名	住 所	就任の年月日
佐藤平吉	西津軽郡深浦町大字横磯字下岡崎八の三	平成三・一〇・九
佐藤義実	九七の八	
佐藤辰雄	九九の二	
佐藤善一	一〇〇の四	
佐藤久一	字上岡崎七二の一	
佐藤正一	字下岡崎五五の二	
佐藤悦一	八一の四	
佐藤光一	字中岡崎一六	

土地改良事業計画変更の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、金木町に係る次の土地改良事業の計画の変更に平成十三年十月二十三日同意したので、同条第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公告する。

十和田土木事務所告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田土木事務所及び上北町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十一月七日

監查委員會

位 置	延 長	幅 員	指定年月日
上北郡上北町中央北二丁目三三三の三二二及び三三三	ル九八・八五メート	六・〇〇メートル	平成三・一〇・三

包括外部監査結果に対する措置の公表

平成11年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があつたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、措置の内容を公表する。

平成13年11月7日

青森県監査委員
同 同 同
片 橋 須 山
谷 本 藤 内
敏 健
子 夫 崇

<p>免除（地方自治法施行令第171条の7）ができるとされることは、これらも踏まえて、その処理を検討すべきである。</p> <p>延滞発生後債務者が破産や死亡した場合、時効とならない債権が消滅したのであるから、債権が完全に消滅したため、債務者が連帯保証人の助損と成る。金不納欠損は、相続人によるものである。金不納欠損については、協議の上、すべきである。</p> <p>貸付金の償還において、約定期間が到来するが、約定期間を過ぎない請求するものは、調定日までに調定しない場合は調定し、延滞と金残高の決算書に記載されるのは、その時までに調定の未調定の部分だけの不良債権として記載されない。</p> <p>しかし、支払いを滞納する喪失不當の場合貸付してある。</p> <p>借受者が支払期日に償還金を支払わなかつた場合には、徴収する相当分の違約金を計算ができないので、違約金の額はは延滞中の貸付金に對する違約金の額ではない。しかしながら、不納欠損がある場合、決算日までの未調正の額を把握しておくこと必要である。</p>	<p>貸付金の償還において、約定期間が到来しないものでは、約定期間の途中で貸付金が残る場合は、その時までに調定の未調定の部分だけの不良債権として記載されない。</p> <p>しかし、支払いを滞納する喪失不當の場合貸付してある。</p> <p>借受者が支払期日に償還金を支払わなかつた場合には、徴収する相当分の違約金を計算ができないので、違約金の額はは延滞中の貸付金に對する違約金の額ではない。しかしながら、不納欠損がある場合、決算日までの未調正の額を把握しておくこと必要である。</p>	<p>全延滞者の平成12年度末の未調定分を含めた貸付金滞納全額を計算し、帳簿に整理した。</p>
--	---	--